

陳 情 一 覧 表

4	3	2	1	番号
<p>福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情</p>	<p>個人情報請求調停事件に関する相馬市の対応に係る陳情書</p>	<p>国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情</p>	<p>保有個人情報開示請求第七十八条に関する介護保険の認定調査票の作成等に関する陳情書</p>	<p>件 名</p>
<p>相馬市内</p>	<p>相馬市内</p>	<p>相馬市内</p>	<p>相馬市内</p>	<p>陳 情 者 住 所</p>
<p>日本労働組合総連合会福島県連合会 相馬地区連合会 議長</p>	<p>相馬市民</p>	<p>新日本婦人の会相馬班 代表</p>	<p>相馬市民</p>	<p>陳 情 者 氏 名</p>
				<p>備考</p>

保有個人情報開示請求第七十八条に関する介護保険の認定調査票の作成等に関する陳情書

要旨

「個人情報保護に関する法律（抄）七十八条関係について」開示請求は、通算六回に及ぶが、都度、箇条書き的黒塗りで、これは、人の顔に泥を塗る行為で、非民主的で、死ぬまでこのようなことが続くことを思うところの苦渋に耐えることはできないので、やめて下さい。

理由

介護保険関係者は、「法に則り、実施しています。」が、常用語になっていますが、法が全てに正しいとは限らず、人間社会においては社会性が常に求められる。刑法でもなく、介護保険は、人間社会における規範である「慈しみ」「寄り添い」「互助」が求められ、このことにより、客観的中立性が担保される。

介護に携わる市の職員であれば、絶対かつ必要不可欠であるが、実態は真逆で、被保険者たる市民を、踏み台にし、犠牲を強いている。

平成十二年四月一日介護保険法制定以来、市及び関係者は何を行って来たのか、法の準用、運用等の生きた細則を怠って来たのではないか。

「軽度者に対する介護用ベットの貸与の状況」を見れば、全く低廉で近隣、他自治体と比較すれば、判明する。

このような、相馬市の実態を、広く、市民を代表する議員各位が承知することが必要であるとして、陳情するものであり、意見

陳述の機会があれば幸いである。

なお、関係参考資料として次の二点を添付しますので、ご見分下さい。

- 一、令和六年十二月十九日の資料
- 二、令和六年十一月十六日の資料

令和七年一月三十一日

相馬市内

相馬市民

相馬市議会議長 高玉 良一 様

国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」 提出についての陳情

陳情趣旨

女性差別撤廃条約は、一九七九年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は百八十九、日本は一九八五年に批准しています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために一九九九年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の二つの手続きを規定しています。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。現在百十五カ国が批准しています。日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は二〇二三年、百四十六カ国中百二十五位と過去最低となりました。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。

昨年十月、国連女性差別撤廃委員会は日本に対し四回目の勧告を行いました。第五次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。早期に国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書批准を求める意見書をあげた地方議会は、十二府県議会を含め二百七十九にのぼります。この動きをさらに

広げるために、貴議会においても国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出するよう、陳情します。

陳情事項

- 一、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

令和七年二月十九日

相馬市内

新日本婦人の会相馬班

代表

相馬市議会議長 高玉 良一 様

個人情報請求調停事件に関する相馬市の対応に係る陳情書

要旨

令和七年二月十八日に相馬簡易裁判所で開催された当該事件の呼出状にも拘わらず、相馬市の担当者は、欠席したので、調停に至らず、裁判官により、不成立の判断がなされた。

独立性、公共性の高い簡易裁判所の調停を無視、不成立とした行為は言語同断であって、およそ、行政執行者としての行動ではないので、その欠席の理由と反省すべき点はないかを問うものである。

理由

保有個人情報開示決定通知書下欄（教示）一、二、三、に相馬市を被告として提起（訴）できるものとされる（別添一）ので、令和七年一月七日受けをもって相馬簡易裁判所に「調停申立書」（別添二）を提出、同日、受付となったものである。

このことにより、令和七年一月十六日付けをもって、「期日呼出状」（別添三）が送達された。（当然、市担当者にも同時送達されている。）が市担当者は欠席したのは、裁判を冒涇するものであり、申立人を軽んじている。

よって、斯かる陳情書の提出に至ったものである。

つきましては、意見陳述（趣旨説明）の機会があれば幸いである。

別添添付資料

- 一、 保有個人情報開示決定通知書（教示）一、二、三、

二、 調停申立書

三、 記日呼出状

令和七年二月二十七日

相馬市内

相馬市民

相馬市議会議長 高玉 良一 様

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情

陳情趣旨

令和六年春闘結果での賃上げ率は三十三年ぶりの定昇込み五%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み四%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間がこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考えます。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第九十九条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

陳情事項

- 一．福島県最低賃金を速やかに時給一〇〇〇円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における二〇二〇年代に全国平均を一五〇〇円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。

二. 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。

三. 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

四. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

五. 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第九十号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。

令和七年二月二十八日

相馬市内

日本労働組合総連合会福島県連合会

相馬地区連合会 議長

相馬市議会議長 高玉 良一 様